

平成 2 8 年度事業計画

政府は、経済の好循環を確実なものとするための政策や一億総活躍社会の実現に向けた各種政策を推し進めている。しかしながら、賃金上昇の陰りや、新興国経済の弱さに起因する不透明感など、経済回復に向けた道筋は依然として予断を許さない状況にある。このように国内外の経済情勢や社会環境が大きく変化するなかで、税理士業界においても、時代の要請を的確に捉え、納税者の信頼に応えうる税理士制度の確立に向けて、必要な施策を進めていかなければならない。

また、少子高齢化や人口減少の影響は税理士業界にも及び、税理士試験の受験者数は平成 1 7 年をピークに 9 年連続して減少している。そこで、税理士の魅力と必要性を広く社会に訴え、税理士制度の維持発展に向けて、次代の税理士制度を担う若者を増やすための取り組みを進めていく。

さらに、行政の I C T 化の進展や納税環境の変化など税理士業務を取り巻く環境が著しく変化する中、納税者からの要請に的確に応えられるよう、税理士の資質の向上を図るための施策を進める。

社会保障・税番号制度の適正な運用を図りつつ、税理士が自らの業務を通じて社会に貢献するとともに、中小企業の身近なパートナーとしての役割を果たせるよう所要の施策を講ずる。

国民・納税者が納得して納税できる税制の実現に向けて、税理士法に定められた建議を行うとともに、租税教育事業、税務支援事業、公益活動等を通じて、税理士に課せられた社会公共的使命を果たしていく。

以上を踏まえ、平成 2 8 年度において、本会は次に掲げる施策を優先しつつ、積極的な活動を展開する。

<重点施策>

- 一 平成 2 6 年改正税理士法の適正な運用に資するとともに、国民・納税者の信頼に応え得る税理士制度の更なる確立を目指し、次なる税理士法改正に向けた検討を進める。
- 二 国民・納税者の税理士制度への理解を深めるため、対外広報を強化するとともに、若者の税理士への関心を促すための施策について検討する。
- 三 税制及び税務行政の改善進歩に資する提言及び建議を行う。
- 四 社会保障・税番号制度の適正・円滑な運用に向けて、制度の周知及び調査研究を進めるとともに税理士の業務の環境整備を図る。
- 五 研修の受講義務化を踏まえ、研修内容及び受講環境の充実を図るとともに、新たな研修受講管理システムを構築する。
- 六 租税教育等の普及、推進及び充実を図る。
- 七 中小企業の経営力強化を図るため、関係省庁等との連携・協力のもと、中小企業支援に関する施

策を積極的に講ずるとともに、会計参与制度並びに「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の普及を推進する。

八 平成28年(2016年)熊本地震の被災者に対する支援及び東日本大震災・原発事故による被災地・被災者への復興に向けた支援対策を講ずるとともに、大規模災害発生時の対応に向けた施策について取り組む。

九 独自事業を中心とした税務支援事業の定着を図るとともに、受託事業及び協議派遣事業について適切に対応する。

十 電子申告・電子納税制度の定着と利便性向上に向けた施策を推進するとともに、税理士用電子証明書の実取得を推進する。

十一 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚を図るとともに、非税理士による税理士法違反行為の排除に努める。

十二 書面添付制度の普及・定着を図るための施策を推進する。

十三 サービス貿易の自由化(GATS及びTPP、EPA、FTA協議等を含む。)に係る議論の動向を注視するとともに、規制改革全般に亘り意見表明を行うなど適切に対応する。

十四 税理士会会員の利便に資するため、公益財団法人日本税務研究センター等と連携して、税務相談体制の充実を図る。

十五 「日税連成年後見支援センター」が実施する事業活動の充実を図り、税理士による成年後見制度への参画を促進するほか、地方公共団体の監査制度及び政治資金監査制度等の公益活動について積極的に取り組む。

十六 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(AOTCA)の事業活動を支援する。

<各部・委員会等事業>

1 総務部

- (1) 各部、委員会との連絡調整に努め、円滑な会務運営を図る。
- (2) 事務局の効率的運営を図るとともに、関係諸規程の整備を行う。
- (3) 個人情報及び特定個人情報等に関し、他の分掌機関と連携し適正な保護・管理に努める。
- (4) 税理士職業賠償責任保険制度等の改善合理化を図る。
- (5) 税理士及び税理士法人に関する情報の適正な管理に努める。
- (6) 会館の適正な管理・運営に努める。
- (7) 税理士会の紛議調停制度の連絡調整を行う。
- (8) 税理士会、関連団体及び関係諸機関との連絡調整に努める。
- (9) 表彰制度の合理的運営を図る。
- (10) 業界功労者の栄典を推進する。
- (11) 災害発生等緊急時における諸対策を引き続き検討する。

2 財務部

- (1) 予算の適正な執行の監理を行う。
- (2) 健全な財務体質の確保を図る。
- (3) 各種事業に関し、適正な資金計画を策定する。
- (4) 本会が保有する資金の保全を図る。
- (5) 大規模災害発生時の緊急支出に備える特定資産について、計画的な積立を行う。

3 広 報 部

- (1) 機関紙「税理士界」を発行する。
- (2) TV、ラジオ、インターネット、新聞・雑誌等のメディアを利用して対外広報活動を行う。
- (3) ホームページの充実を図る。
- (4) 対外広報ツールを企画・制作する。
- (5) 「税理士記念日」行事及び「税を考える週間」参加行事を企画実施する。
- (6) パブリシティ活動を進める。
- (7) 広報活動の一層の充実を図る。

4 制 度 部

- (1) 次なる税理士法改正に向けて、税理士法に関する研究を進める。
- (2) 税理士制度及びこれに関連する諸制度の検討を進める。
- (3) 各国の税理士及び職業会計人制度とわが国の制度との比較研究を進める。

5 調 査 研 究 部

- (1) 税制及び税務行政の改善整備に関する建議書を作成するとともに、関係諸機関との折衝等を進めその実現に努める。
- (2) 税務行政手続の整備についての調査研究を進める。
- (3) 諸外国の税制及び税務行政を調査し、わが国の制度との比較研究を進める。
- (4) 税理士業務に関連する会計制度、会社法制、IFRS等について調査研究を進める。
- (5) 「公開研究討論会」を企画実施する。
- (6) 「日税研究賞」を公益財団法人日本税務研究センターと協議のうえ企画実施する。
- (7) 税制審議会及び公益財団法人日本税務研究センターとの連携を図る。

6 業 務 対 策 部

- (1) 税理士の職域の確保・拡充を図るため税理士会会員の業務改善に関する諸施策について検討する。
- (2) 税理士の業務に関する専門家責任を実現する観点から、業務水準の向上方策を周知するための施策を講じる。
- (3) 税理士事務所の内部規律及び内部管理体制の適切な構築を図るための施策を講じる。
- (4) 所属税理士制度の適切な運用を図るための施策を講じる。

- (5) 税理士法第 4 1 条に規定する帳簿（業務処理簿）の作成義務の周知徹底を図るための施策を講じる。
- (6) 国税庁と協議のうえ、書面添付制度の普及・定着を一層進めるための施策を講じる。
- (7) 関係団体との緊密な連携のもと、税理士会員のための税務相談事業を実施する。
- (8) 東日本大震災救援対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する震災関連施策に協力する。
- (9) 社会保障・税番号制度に伴う税理士の業務の環境整備に係る施策等を実施する。

7 研 修 部

- (1) 研修の受講義務化を踏まえ、研修内容及び受講環境の充実に向けた施策を講ずる。
- (2) 「全国統一研修会」を企画実施する。
- (3) 「登録時研修」を企画実施する。
- (4) マルチメディアを利用した研修の普及拡大に向けた施策の検討及びその周知に努める。
- (5) 研修関係諸規則の周知に努める。
- (6) 受講時間の公表に向け、新たな研修受講管理システムを構築する。

8 税務支援対策部

- (1) 独自事業、受託事業及び協議派遣事業の定着を図るとともに、独自事業のあり方について検討を行う。
- (2) 受託事業のあり方について、国税当局との協議を進める。
- (3) 協議派遣事業に係る契約に関する検討を行う。
- (4) 税務支援における電子申告及び特定個人情報について適切に対応する。
- (5) 税務関連諸団体との協調関係を促進するため、これら団体及び関係官庁との間で協議を積極的に進める。
- (6) 税理士法第 5 0 条（臨時の税務書類の作成等）問題に関する対策を進める。
- (7) 「特設の会場で行う税務相談」の適正・円滑な実施のための対策を進める。
- (8) 当部事業に関連した職域侵害への防止対策を講じる。
- (9) 離島支援事業及び離島対策費のあり方について検討する。
- (10) 東日本大震災救援対策本部と連携し、同部の実施する震災関連税務支援施策に協力する。

9 綱 紀 監 察 部

- (1) 税理士の倫理の高揚及び品位の向上を図る。
- (2) 所在不明確認調査に関する規則等の適正な運営を図る。また、調査の事務処理を行うとともに、税理士会との連絡調整を図る。
- (3) 税理士法第 5 2 条違反行為の排除に関する方策を講じる。特に、広域的な事案に対し税理士会との緊密な連携のもと対応を図る。
- (4) 名義貸し行為（税理士法第 3 7 条の 2 ）の未然防止に関する方策を講じる。

- (5) 税理士が主宰する会計法人及び税理士法人に併設される会計法人に係る問題点及びその対応策を検討するとともに、その適切な運営について、税理士会との緊密な連携のもと対応を図る。
- (6) 会則第 7 3 条に規定する税理士会の会員の不服申立てを処理する。
- (7) 情報機器を使った税理士法違反行為の排除を図る。
- (8) 税理士の業務広告（特にインターネットによるホームページ等）について税理士会との連絡調整を図り、対応策を検討する。
- (9) 財務大臣による懲戒処分を受けた会員の取扱い並びに公表等のあり方について検討する。
- (10) 税理士会又は支部の会費を滞納する者に対する懲戒処分手続きに係る規程等の整備を行う。
- (11) 綱紀保持に関する国税当局との協議会及び会員向け研修会の開催を推進する。
- (12) 「綱紀監察関係資料集」及び「懲戒処分等を受けた会員への対応マニュアル」の改訂を行う。

1 0 登録調査部

- (1) 登録申請書の調査を行い、その結果を登録審査会に報告する。
- (2) 各税理士会との連携を図り、登録調査事務の適正化及び統一化に努める。
- (3) 税理士証票の定期交換事務を的確に進める。
- (4) 登録業務ネットワーク（個人情報保護を含む。）の適正な運営を図る。
- (5) 税理士の登録事務の改善整備を図る。
- (6) 税理士法人の届出に関する事務の適正な運営を図る。

1 1 公益活動対策部

- (1) 地方公共団体外部監査制度及び監査委員制度について、地方自治法改正及び監査制度見直しの動向を注視し、地方公共団体に対して税理士の登用要請を積極的に行うとともに、地方公共団体の監査制度研修を実施する。
- (2) 政治資金監査制度について、税理士の登録政治資金監査人への登用要請を積極的に行うとともに、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」及び「政治資金監査に関する Q & A 」の改定内容等に沿って政治資金監査に関する研修を実施する。
- (3) 非営利法人の活動を支援する税理士のための諸施策を講じ、特に、NPO 法人に関する研修施策を実施する。さらに、地方独立行政法人等に対する税理士の監事への登用推進方策を検討する。
- (4) 改正行政不服審査法の施行に伴い、同法に規定する審理員及び第三者機関の委員に税理士の登用を積極的に地方公共団体に要請するとともに、行政不服審査法の研修を実施する。
- (5) 公益的業務に関し、税理士会との連絡調整を図るとともに、公益的業務に関する様々な職務に就く税理士の従事状況調査を実施し、支援方策等について税理士会と連携して支援する体制を検討する。
- (6) 公益活動専用 H P 「税理士パブリックサークル」を適切に運営するとともに、会員・国民へ情報提供を行う。

1 2 租税教育推進部

- (1) 租税教育等のあり方を研究し、その充実を図る。
- (2) 租税教育関係省庁等との連携により、効果的な租税教育等を推進する。
- (3) 税理士会租税教育担当者の情報交換の場を設ける。
- (4) 次世代を担う税理士の輩出・育成及び将来の租税教育等を担う教員養成を目的として、大学に「寄附講座」を開設する。

1 3 国 際 部

- (1) アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）との連携、協調を図るとともに、将来の恒久的事務局の設置を見据え、同協会の事業活動を積極的に支援する。
- (2) 国内外における研修会、コンベンション等を通じ、諸外国に対しわが国の税理士制度の紹介に努め、税務専門家制度の確立及び発展に寄与する。
- (3) 諸外国の関係諸機関及び諸団体との交流促進を図る。
- (4) インドネシア税理士会との交流促進に努める。
- (5) 諸外国の税制及び税務専門家制度に関する情報収集に努める。
- (6) 一般社団法人日税連税法データベース（TAINS）と連携し、諸外国の税制及び税務専門家制度に関する情報並びに日税連・税理士会の国際関係事業の発信に努める。
- (7) 税理士会における国際交流事業への対応について、連絡、調整を進め、必要な支援を行う。
- (8) 外国語版ホームページ等諸外国向け広報ツールの充実を図る。
- (9) 国際税務情報研究会等との連携を図る

1 4 中小企業対策部

- (1) 税理士会の会員が行う中小企業支援に係る業務の円滑化に寄与するため、研修会を実施する等、周辺環境整備に努める。
- (2) 中小企業庁等との緊密な連携のもと、中小企業支援施策に協力する。
- (3) 会計参与制度の普及・推進を図るため、所要の方策を講じるとともに、「会計参与の行動指針」について、日本公認会計士協会と協議を行う。
- (4) 「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」（それぞれのチェックリストを含む。）の普及定着を図るため、所要の対策を講じるとともに、これらの見直しも含め、調査研究を進める。
- (5) 東日本大震災救援対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する震災関連施策に協力する。

1 5 事 業 本 部

- (1) 税務、会計、経営及び法律に関する図書類の監修、編集、刊行及び推薦に関する事業を実施する。
- (2) 「税理士法逐条解説」の改訂を行う。
- (3) 前記の図書類の販売促進について、日本税理士協同組合連合会との連繋を図る。

(4) 税理士会員章略章等の作成頒布を行う。

16 会務制度委員会

- (1) 組織機構及び運営制度の改善合理化を図る。
- (2) 会則その他諸規則等の整備改善を図る。
- (3) 税理士会の会則変更に関する意見を立案する。
- (4) 税理士会の組織運営に関する制度の調査研究を進める。

17 情報システム委員会

- (1) 電子申告・電子納税制度の定着及び利便性の向上に向けた施策を推進する。
- (2) 税理士用電子証明書に関して、全税理士会員の取得促進及び第四世代電子証明書への円滑な移行を図るほか、利用用途拡大策について検討する。
- (3) 社会保障・税番号制度並びにマイナポータルに関し、関連官公署及び関係各部委員会と情報の収集・分析を行いその活用について検討を行う。
- (4) 税理士の業務の情報化に関する調査研究を行う。
- (5) ICT関連情報について関連官公署・諸団体と連携を取りつつ情報の活用について検討を行う。
- (6) (一般社団法人)日税連税法データベースとの連携を密にし、会員への情報提供について検討を行う。
- (7) 関係各部委員会と協力してICT関連全般の利用に伴う諸問題について検討を行う。

18 法対策実行本部

税制改正問題、規制改革問題、税理士制度改革問題等についての対応策を樹立し、その実現に向けて強力な運動を推進する。

19 規制改革対策特別委員会

- (1) 社会保障・税番号制度について、制度改正等に対応するとともに、関係省庁等と協議し、会員等に資する情報の収集及び周知に努める。
- (2) サービス貿易の自由化(GATS及びTPP、EPA、FTA協議等を含む。)に関する事項について調査研究を行うとともに、その対策を進める。
- (3) 国税審判官への税理士の登用に関する所要の施策を実施する。
- (4) 資格制度に関する規制改革について調査研究を行うとともに、その対策を進める。
- (5) 司法制度改革に関する事項について調査研究を行うとともに、その対策を進める。

20 総合企画室

- (1) 会務に必要な情報、資料の収集、分析及びその活用を図る。
- (2) 中長期の基本施策の調査研究を進める。
- (3) 緊急を要する重要事案の対応策を講じる。

- (4) 税理士を目指す若者を増やすための施策について検討する。
- (5) 男女共同参画社会に向けた取組みについて検討する。

2.1 東日本大震災救援対策本部

東日本大震災に係る救援対策を講じる。

2.2 日税連成年後見支援センター

- (1) 各税理士会成年後見支援センターへの業務支援及び連絡調整を行う。
- (2) 成年後見業務従事者に関する情報を収集し、管理体制を構築する。
- (3) 成年後見制度に関する研修等の企画及び運営をするとともに倫理指導に関する施策を講じる。
- (4) 成年後見助成金制度を適正に運営する。
- (5) 成年後見賠償責任保険を適正に運営するとともに、更なる充実に向けて、検討を進める。
- (6) 成年後見制度に関する調査及び研究を行う。
- (7) 成年後見制度に関する行政・司法機関及び各種団体との連絡調整を行う。
- (8) 税理士による成年後見制度に係る取組みについて、国民への周知を図る。
- (9) 日税連成年後見支援センターホームページを適切に運用するとともに、会員・国民へ成年後見制度に関連する情報提供を行う。

2.3 税制審議会

税制、税務行政及び税理士制度に関する会長諮問について審議し、その結果を答申する。

2.4 国際税務情報研究会

諸外国における税理士制度の導入・普及の促進、税務関係機関及び団体との交流事業の推進、税務情報の収集等の施策についての調査研究を行うとともに、国際部との連携を図る。

2.5 税理士制度調査会

(活動休止中)

2.6 番号制度に関するプロジェクトチーム

- (1) 社会保障・税番号制度に関する必要な情報収集、分析及び研究を行う。
- (2) 社会保障・税番号制度に伴う税理士の業務の環境整備に関する検討を行う。
- (3) 税理士会及び税理士会員への社会保障・税番号制度に関する情報提供施策の検討を行う。
- (4) 納税者への社会保障・税番号制度に関する情報提供施策の検討を行う。
- (5) 社会保障・税番号制度に関する関係官庁等への要望の検討を行う。